

津山郷土博物館だより【つはく】

津博

TSUHAU

2011.5
NO. 68

CONTENTS

- ◇ 一目図屏風の世界
乾 康二…………… 2
- ◇ 美作は海と学校の無い国
— 学問所設置への熱き想い—
尾島 治…………… 4
- ◇ 大勢力の狭間でゆれる美作国
— 羽柴秀吉書状と禁制状—
梶村明慶…………… 6
- ◇ 行事予定…………… 8





一目図屏風の世界

乾
康
二

これまで二回にわたり、津山郷土博物館所蔵岡山県指定重要文化財「江戸一目図屏風」に描かれた名所について現代の写真も交えてご紹介してきましたが、今回から少し趣向を変えて、一目図の風景をメインにしてお話を進めていこうと思います。

さて、六番目にご紹介するのは浅草寺です（図1）。浅草寺は大化元（六四五）年に開山したと伝えられる東国きつての古刹で、江戸時代には観音参りで大変にぎわっていました。

一目図でも大勢の人たちが参詣している様子が表されています。この部分について少し詳細に見ていきましょう。まず、門前町からです。浅草寺の有名な雷門の前は広小路となっており、その前後に比べて道幅が広がっています。ここには葦簾かけの水茶屋などが並んでいます（図2）。一目図に

も水茶屋で休息している人が描かれています。また、雷門の正面には飲食店が並んでいます。いずれも参拝客を見込んだ商売だといえます。また、浅草寺門前の水茶屋には、休憩とは別の利用方法がありました。それは、「お見合い」です。江戸時代のお見合いは現代のものとは違い、相手の目の前を通り過ぎながら、お互いを観察するというもので、いわゆる「見初める」という形式を重視していました。そう考えてもう一度水茶屋の部分を見ると休息している男性らしき人物が、表の通りを覗き込んでいるようにも見えます（図3）。見合い相手を通るのを待っているのでしょうか。

雷門をくぐると、浅草寺の境内に入ります。仁王門に向かう参道沿いに浅草寺の支院があり、その支院のはずれから仁王門までの間に「二十軒茶屋」という、参拝客

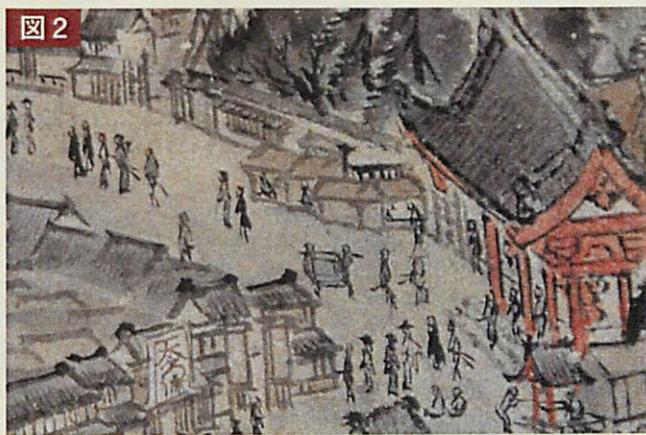


図2

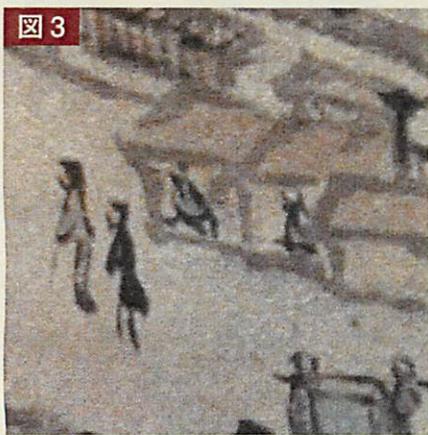


図3



江戸一目図屏風

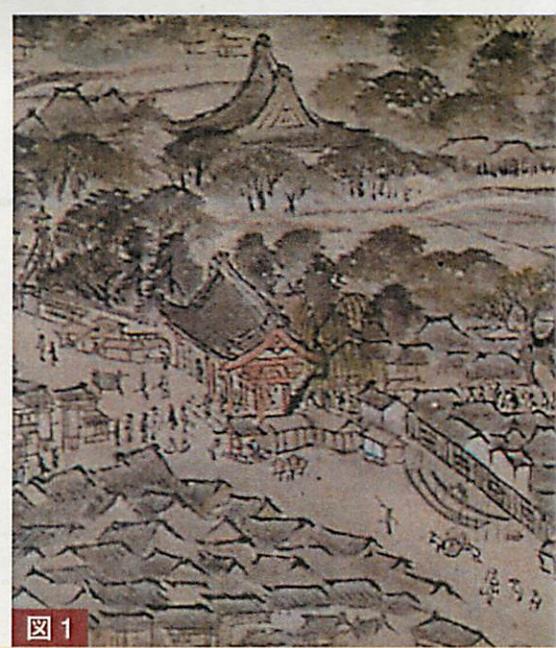


図1

に湯茶を給する腰掛けの茶屋が並んでいました(図4)。これらの茶屋では美女が給仕することで有名になり、蔦屋およし、堺屋おそでなどは「看板娘」として、錦絵に描かれるほどでした。

二十軒茶屋の東側、一目図でいうと右手に小高い丘が見えますが、これは、弁天山と言い、丘の上にお堂があり、その横に鐘楼があります。この鐘楼の鐘は江戸における時の鐘のひとつで、一目図にも描かれています。目を弁天山の麓に転じますと、池にかかる橋の上には老人と少年が、また、池端にも一塊の人々が描かれています。この池端の人々をよく見ますと、棒のようなものを振り上げる人物とそれから逃げていくような人物、また、それを遠巻きに見る人々のように見えます。喧嘩でもしているのでしょうか。津山藩の町奉行日記にも祭りの際に喧嘩があったという記事はよく出てきます。それと同じで、人々が集まる場所では多かれ少なかれ、このようなことがあるのでしょうか。



図4

仁王門を通り抜けると目の前に五重塔と観音堂が見えてきます(図5)。この仁王門も最初にご紹介した門前の茶屋と同様に見合いの重要な舞台となっていました。そこにはある都市伝説があったと言われています。それは「仁王門の前には久米平内くめひらないという人物の像が埋められている。この平内は九州出身の浪人で、千人切を志し、多くの人を殺傷した。その前非を悔い、自分の像を作って仁王門前に埋め、人々に踏み付けて貰うよ



図5

うにした」というのです。この「踏み付ける」がいつの頃からか「文付ける(手紙を届ける)」となり、男女の出会いの場となったのでした。当時のお見合いは「見初め」を重視したことは先ほど述べましたが、見初めた後には、文を届けて、交際が始まります。そこでこの仁王門で見合いする男女がたくさんいたということです。

みまさか

美作は海と学校の無い国

— 学問所設置への熱き想い —

尾島 治

文武の文

近世社会の武士にとつて、学問は武術と共に身につけるべき文武の文であり、学問そののみが重要な素養として求められているわけではなかった。学問は、あくまでも武術と表裏を成すものであった。その当然の帰結として、学問所や藩校の設立にしても、学問だけが奨励されるわけではなく、そこには常に文武としてのふたつの価値が強調されていた。そうした意味においては、津山藩における学問所については、武術の稽古場をも同時に考察に加える必要がある。

そうしたことも踏まえて、学問所の設置が記録として確認されるのは、松平藩時代のことである。そして、松平藩における学問所の設置に関しては、学問所の必要性に気付き、その設置に熱意を注いだ家臣たちがいた。

ここでは、学問所設置に至る経過の中から、その設置を建言し続けた家臣たちに目を向けてみたい。

大村庄助の登用

明和二年（一七六五）、津山松平藩五代藩主康哉が学問所を設置したのが、津山松平藩学問所の初めとされる。

この学問所設置の直前、財政再建を目指した宝暦の藩政改革があったが、結果的には無残な失敗に終わった。そして、その後の再改革に意欲を燃やす若き新藩主康哉と彼の側近となる学者たちが出会ったことが、新しい改革の始まりであった。康哉の政策を支えた学問的支柱となった大村庄助は、明和元年（一七六四）に江戸で召し抱えられた。

翌明和二年（一七六五）二月十九日、大村庄助は、津山に向け江戸を發った。その翌日、江戸藩

邸では、大村庄助が担当していた講釈の後任が決まるまで、宇田川玄叔に講釈が命じられている。後任が決まらないまま、取り急ぎ大村庄助が津山に派遣されたことが伺われる。

康哉が大村庄助を津山に派遣した目的は、すぐに具体化され始めた。三月二十八日には藩内に通達が出され、四月一日から毎月一・六の日には、朝五半時（午前九時頃）から講釈場において大村庄助による論語講釈が行われることになった。これには、重役を初めとして家中全体の出席が求められていた。

同日の家中への回状では、武芸は出精しているようだが、学問は出精の様子が見られないとしており、今後は学問に励むように達せられていく（津山松平藩「国元日記」明和二年三月二十八日）。

康哉のねらいが少しずつ家中に浸透していったのか、学問に出精するものも現れ、褒美を与えられたり、また、そうした者たちの素読や会読の世話が、大村庄助に命じられている（「国元日記」明和二年五月十八日）。

学問所の設置

こうした状況を踏まえてか、あるいは当初の予定通りなのか、六月十八日、学問所設置が達せられた。山下の下御殿跡に学問所を設置することになり、学問所の定書が出されたのである。その第一条には、「学問所建置候上は常々無懈怠致修行可申事」とあり、学問所の創設に掛ける康哉の思いが感じられる。

しかし、この明和二年（一七六五）の「学問所定書」は、至極簡単な内容で、学問修行の奨励などわずか五箇条であった。ここでは、一般的な心構えが見られるだけで、学問所学生に対する特別な規則や制度は見られない。側近の学者からの進言によって取り急ぎ学問所を設立したものの、未だ学校としての具体的な内容が伴わない様子が推測される。そして施設としていうならば、まだ、学問所と武芸の鍛錬は別物であった。

稽古場御定目

天明七年（一七八七）二月朔日、大目付の演達により、天野郡太が関口流柔術師範、岡田文五郎が楊心流柔術師範に任じられ、御徒以下のものたちに対して、いずれかの流派に弟子入りしての修行を勧

めている。しかし、必ずしもこのふたつの流派に限定するというのではなく、竹内流やその他の流派の修行も認められていた。

ここでの師範の登用については、柔術が特別だったのではなく、諸芸に秀でた者を師範とする政策の第一歩として、たまたまこの二人が取り上げられたものと考えられる。そして、そのことの背景には、藩の施設として稽古をする場を設置する目的があった。そのため、今後の方向を示すために、次に続く条文では、儒者、軍学者、弓術、馬術、柔術、砲術などの師範役の登用については、時宜に応じて追々に吟味するとしている。

この時の稽古場御定目では、津山藩内の状況について「流俗に随ひ追年武事心懸薄方に成行たかり候」と、武芸の修行を怠る武士たちの現状分析から、「文武之本学より諸芸に至る迄無怠慢可心懸候」として、文武への取り組みの必要性を最初にうたっている。しかし、この稽古場御定目の中には、稽古場という言葉は一度も登場しない。これは、稽古場御定目というよりは、藩内に対して、武芸の奨励のために出された触書であり、勝負での心懸けから始まり、

諸流派内部での世話代の設定の規定に見られるように、流派の運営や師弟関係であるとか、藩内での師範の位置付けや採用に関する規定が中心である。

その中で興味深いのは、「負候儀は其身未熟故之事にて全く流技師匠之不預事に候」と述べ、勝負で負けるのは未熟だからであって師匠や流派とは関係ないとしている。また、師匠を選び替えることはかまわないが、いつまでも流派が定まらないようでは武士の覚悟が無いとしているように、平和な時代に生きる武士たちの、命がけの武芸に対する考え方の変化がその背景にあるだろう。

稲垣武十郎と昌谷五郎

その後、学校に関連して大きく進展するのは、天保年間の後半である。藩の儒者である稲垣武十郎は、天保八年（一八三七）の秋から藩校の建設計画を練っており、翌天保九年（一八三八）の四月頃

には大目付に提出したらしいが、反応はなかったという。その後、藩主斉民の出府に従って江戸に上り、六月、江戸で建校調御用を命じられ、江戸にいた同じく儒者の昌谷五郎と共に学校建設の意義を

まとめ、七月五日、藩に提出した。しかし、提出先は大目付ではなく御小性頭松島郡平であり、組織を通しての上申書ではなく藩主への直接の建言だったと思われる。しかし、藩主斉民の反応は鈍く、学校建設の指令が下ることはなかった（「建学奏議」、矢吹家文書）。

この当時の斉民にとつての最大の関心事は、越前家の格式にふさわしい石高の獲得であった。そして、藩財政の逼迫に対する解決策もそこに見いだされると考えていた。

天保九年（一八三八）は、天保六年（一八三五）以来執拗なまでに行われていた、二十五万石への加増要求に対する幕府の提案として、小豆島を含む領地替えが実施され、一応決着した頃であったが、要求の実現に失敗した斉民にとつて、藩政改革に全力を注いでいる様子はまだ見られない。

こうした中で、稲垣武十郎と昌谷五郎は、藩内の状況に大きな危機感を持っていた。そして、実は、藩主斉民の加増要求へのめり込み方にも批判的だったのではないだろうか。彼らは、学校建設の建言書の書き出しで、津山藩は「前々

より御家柄と奉称公儀御取扱格別之儀有之御家中之面々より農商に至迄御威勢之盛成を難有奉存他を見下し候様に相成候」として、先祖の功績を正しく理解することなく、威勢のみに頼って人心が緩んでいると指摘している（「建学奏議」、矢吹家文書）。

内容としては、ここから先、本当に大切なのは人材であるという方向に展開していくのであるが、彼らがなぜこの話を文頭に持ってきたのかと考えるとき、その裏には、斉民の執拗な加増要求の動きが、藩政の様々な問題の解決を先送りにする結果となつていないかという認識があつたのではないかと思われるのである。

天保十年（一八三九）十月、昌谷五郎も建言しているが、その中で、天保九年（一八三八）に提出した学校建設の建言書に触れ、その当時以来、勘定奉行や郡代などへ内々で根回しをしており、賛同者も増えていることを記している。そして、今が絶好の機会であり、これを逃していると「美作ハ海と学校之無之國と世上一統相唱可申國家之恥辱」と記して、海と学校が無い国と言われ、國家の恥辱になるとまで言っている。

ちなみに、この時に近習として勤めていたのが山本恭二郎で、提出された建言書を目にしており、後の本格的な学校建設に関わることになる山本が、大きな影響を受けたと思われる。

その後新たな進展のないまま、天保十一年（一八四〇）の春となり、稲垣はまた建言書を提出している。今回は学校建設の意義を強調するのではなく、財政的な問題点の解決に関して述べている。稲垣は、もともと、「天より金をふらし地より米を湧出候」ことはな

いとして、そんな時を待っていたなら永久に学校建設はできないと述べていたが、今回は、銀子と田地の寄付申し出があり、財政的な裏付けができた特別な機会であるとする。

学問所と稽古場の御取立

天保頃の時期は、藩政改革を進

める中で、藩士も含めて人々の教育がとかく論議された時期であった。社会全体が藩の思う通りにはならず、その行き先が分からない時代であり、藩にしてみれば、その原因は人心の荒廃にあると考え

ていた。こうして、社会の行き詰まりを教育によって変えようという雰囲気

が全体に醸し出されてきた結果、学校建設用地の問題を初めとして、今後の方向などに関しても、時間と共に煮詰まっていた。

そして、天保十五年（一八四四）八月一日、大目付から家中に触書

が出された。そこでは、「今般学問所稽古場御取立」とあり、学問

所と稽古場が正式に藩の施設として取り上げられたことを意味していた。

そこでは、稽古場への出席が強調されており、特別な理由無くして、稽古場を欠席して内稽古に行くことを禁止している。このことは、武芸の世界では、流派ごとの

独立性が強く、藩としての統一された武芸の発展には問題が多かったことが背景にあったことを示唆している。そこで、学問と武芸の

大勢力の狭間でゆれる美作国

—羽柴秀吉書状と禁制状—

梶村 明 慶

前回にも書きましたが、戦国・

安土桃山時代を通して美作国を本拠とし、一国を束ねるような勢力は育ちませんでした。

当時の残された古文書などを見

てみると近隣の大勢力の狭間で生き残りをかけて懸命に生きている美作国の中小の勢力の姿を垣間見

は、天保十五年（一八四四）に至ってようやく、文学所と武芸稽古場を正式な施設として扱うこととしたが、この時点ではまだ、制度としても施設としても十分なものはなかった。武士にとって学問も、武術も同様に、個人的に師について学ぶものであり、実態としてはまだ、学校において学ぶものではなかったのである。これらが真に統一されるには、山本恭二郎による文武稽古場の成立を待たなければならなかった。

（本稿は「鏡野町史」通史編の原稿の一部に加筆修正したものです）

ることができません。

郷土博物館にも数は少ないですが当時の古文書が展示してあります。

今回はその中で「羽柴秀吉」が発給者になっている二点の古文書を紹介してみたいと思います。

◎羽柴秀吉書状

諸説あり、断定はできませんが天正の始め頃（現在の展示の解説

では天正三年（一五七五年）と思われる羽柴秀吉から西子十兵衛尉という人に出された書状です。

この書状の内容は大ざっぱに言う、「織田方へ忠誠を尽くすなら、朱印状（領地の安堵状のことか）を出す準備があります。詳しくは草薙三郎左衛門より申します。」とのことで織田方への寝返りを求める書状です。

ここに出てくる草薙三郎左衛門は津山市加茂町山下・知和にある矢筈城の城主でこの当時は毛利氏に従っていました。また、宛先の西子十兵衛尉は草薙氏に属していた中西三郎兵衛の変名ではないかとされていますが、はっきりとは

分かっていません。いずれにしても草薙氏に近い武将であったと思われるます。

このまま中国地方の大大名の毛利氏につくか、京都を含めた近畿地方を押さえ一大勢力になった織田氏につくか、生き残りをかけての選択を迫られていたことがうかがわれます。

書状の「委細草薙三郎左衛門より可被申候」の文面から草薙三郎左衛門の方はすでに織田氏に内通して秀吉の命令で密かに動いていたようです。

しかし、この草薙三郎左衛門という人は「美作略記」や「萩藩閩閩録」によると、この後、織田方

に内通していたことが毛利氏に露見してしまいます。そして、小早川隆景により草薙三郎左衛門の切腹と弟の家督相続を要求されることとなります。この要求をのむ形で草薙三郎左衛門は自刃してしまつたようです。

この後も草薙氏は毛利方として働きますが、天正十年（一五八二年）、秀吉と毛利氏との講和により、美作国は宇喜多氏の領地となります。しかしその後も抵抗をしますが、最終的に城を明け渡すことになってしまいました。

歴史的にみると草薙三郎左衛門に先見の明があったのかもしれないが、結果的には自身の身を滅

ぼす判断となつてしまいました。

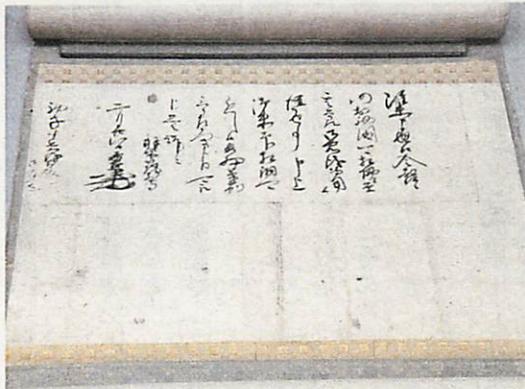
◎羽柴秀吉禁制状

天正十年（一五八二年）三月、羽柴秀吉から高野村（現在の津山市高野地区）の国人牧佐介に出された禁制状です。

秀吉の軍勢が高野村において妨狼藉を行わないこと。放火を行わないこと。田や畑を勝手に刈り取らないこと。住民に不当な要求をしないことの内容になっています。

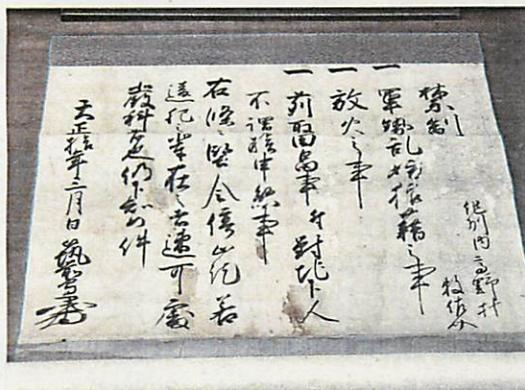
禁制状とは本来は大名などの支配者が領民に対し禁止事項を通告するものです。しかし、戦国時代など戦争が多くなる時代になつて

羽柴秀吉書状（牧山家文書）



雖未申通候令啓候
仍於西国可相働候條
其節御忠義専用候
從御返事申上
御朱印相調可
進之候委細草薙
三郎左衛門方より可被
申候恐々謹言
羽柴筑前守
二月廿八日 秀吉（花押）
西子十兵衛尉殿
御宿所

羽柴秀吉禁制状（牧家文書）



禁制
作州内高野村 牧佐介
一 軍勢乱妨狼藉之事
一 放火之事
一 苖取田畠事 対地下人
不謂族申懸事
右條々堅令停止訖若
違犯之輩在之者速可処
嚴科者也仍下知如件
天正拾年三月日 筑前守（花押）

くると、軍勢が通過する際や、戦闘が行われる際、軍勢からの略奪を防ぎ地域の治安を維持するため、在地の寺社や国人などが軍勢の主に保護を求め発給されることとなります。

この禁制状発給についてのいきさつは、黒田勘兵衛から牧佐介あての書状を見てみるとその一端をうかがい知ることが出来ます。

ちなみに、禁制状とこの黒田勘兵衛の書状は同じ軸装の中にあります。現在は禁制状の部分を展示していますので、この文書は下の丸まっている部分の中に隠れています。

内容は、「度々被仰越候制札之儀調申候、然者来二日筑州出城二候、我等ハ廿六日二陣立候間、廿七日二片上まで取二可給候(後略)」(度々おっしゃって来た制札(禁制状)ができました。筑州(秀吉)は四月二日に城から出陣いたしますが、我々は三月二十六日に片上(現在の備前市片上地区と思われる)に取りに来て下さい)となっています。

この書状の内容から、牧佐介

の方から度々秀吉方に接触をして禁制状を発給してもらえように働きかけていたことが分かります。

禁制状や黒田勘兵衛の書状の時期からすると、秀吉の出兵は備中へ侵攻し、備中高松城を水攻めにした有名な戦いの時のものであったと思われます。

秀吉が備中に対し大規模な攻勢を仕掛けることになれば当然秀吉方の軍勢が美作を通過することも考えられ、状況によっては自分の領地の辺りが戦場になる可能性もあります。

牧佐介は自分の領地の治安を守るため、秀吉の禁制状を手に入れようと苦心して走り回っている様子が想像できます。

◎おわりに

この時代、美作国では中小の国人・豪族が近隣の大勢力の狭間で生き残りを懸けて離合集散し、したたかに生きていました。

自分の領地を荒らされないように苦心をしたり、周囲の大勢力を天秤にかけ命運を懸けたりとこの二通の古文書からも当時の様子的一端が見えてくると思えます。

平成23年度 津山郷土博物館 行事予定

特別展示

■ 特別展「内田鶴雲(仮)」

会期 11月2日(水)～11月10日(木)
会場 アルネ津山4階 文化展示ホール

出版

- 特別展図録「内田鶴雲」の刊行
- 「津山松平藩町奉行日記(二十)」の刊行
- 「津山郷土博物館年報(平成22年度)」の刊行
- 「津山郷土博物館研究紀要」の刊行

広報活動

- 津山郷土博物館だより「津博」の刊行

教育普及活動

■ 古文書講座「美作の古文書を読む」

5/19(木)・6/16(木)・7/21(木)・9/15(木)
10/20(木)・11/17(木)・1/19(木)・2/16(木)
3/15(木) 全9回(8月と12月を除く)

■ 夏休み子供歴史教室

「弥生土器をつくる」
7/22(金)・8/18(木) 全2回
「トンボ玉を作ろう」 8/9(火)・8/10(水)
「勾玉を作ろう」 7/28(木)・7/29(金)

■ 文化財めぐり(友の会)

5/28(土)・9/17(土)・11/19(土)・3/17(土)

博物館入館案内

- 開館時間: 午前9:00～午後5:00
- 休館日: 毎週月曜日・祝日の翌日
12月27日～1月4日・その他
- 入館料: 一般 200円(160円)
高校・大学生 150円(120円)
中学生以下 無料

※()は30人以上の団体



博物館だより 津博 No.68 平成23年5月1日

編集・発行: 津山郷土博物館
〒708-0022 岡山県津山市山下92
TEL (0868) 22-4567 FAX (0868) 23-9874
E-mail: tsu-haku@tvt.ne.jp

印刷: 株式会社 廣陽本社